



随筆

乳腺科標榜への道 (1)

よこはま乳腺と胃腸の病院

久保内光一 (4班)

曇天で寒い日ではあったが、今シーズン初めて袖を通した厚手のコートが、遮ってくれていた。初めて見た最高裁は一個の大きな岩の塊に見え、正門でも裏門でもない南門と呼ばれる入り口から通された横階段は、まるで大型船舶への乗降タラップのような外観だったが、実際に昇ってみると幅は広く横壁の石はひとつが小型トラックの荷台ほどもあり、贅を尽くした城のような建造物だと感じた。何よりセキュリティチェックが厳しい。門の入り口階段の上り詰めには、事件名と代理人である弁護士及び傍聴人（意外なことに原告人も傍聴人の一人として扱われる）の人数を申告し、建物に入ると余計な物は全てロッカーにしまわされ、空港のような金属探知機をくぐる。テロや暴動に備えたチェックであることは認めるが、地裁や高裁とのギャップが大きすぎ、過剰すぎる防衛ではないかと思ったが、最高裁という権威付けのための必要悪とも取れる。廊下、階段を通りひととき大ホールに立ち入ると、そこは3階吹き抜けのような広大なスペースで、まるで国立博物

館や美術館の中央ホールだ。暫しその片隅のソファーに座って開廷を待っていたが、相手側3人当方3人に少数の係員が存在するだけのこの広大な空間が程良く空調されていることを後で考え、設備だけでなく大変なランニングコストがかかっていると感じた。

間もなく第一小法廷に導かれ、開廷を待つ。法廷も、地裁・高裁が学校の教室だとすれば、最高裁は博物館の大陳列室のように広く荘厳だ。やがて裁判官が入場、小法廷は5席あるが4名の裁判官が来室し、中央は女性裁判長だ。入場挨拶の後着席したが、4人とも微動だにせず重い沈黙が続く。こちらも動くわけにも視線を逸らすわけにもいかず、約5分の長い不動の時間を過ごした。係員の「カメラを止めてください。……カメラマンは退廷してください。」の掛け声のあと、おもむろに裁判長の口が開く。あの不動は、撮影のためのものだったのだとすぐに理解したが、審理そのものを撮影しなくとも、少しは動きのある映像を視聴者に送っても良いのではないかと感じた。

に異常を感じた時、どこへ行くかといえば60～70%が婦人科と答える。婦人科の先生方は、乳腺疾患に対しての知識が少ないにもかかわらず、特に開業医においては断ることが出来にくいという理由で、触診の検診に携わっているケースが多い。検診により発見される乳癌は1000人のうち2～3人と少なく、触診の場合「神の手」を持った乳腺外科医でも見逃すことも有れば、素人でも容易にわかる乳癌も有り得る。医師会上層部は、各医会の利益代表であることが多く、一般の婦人科開業医が乳癌検診で得ている収入が大幅に減じる可能性を考え、乳腺科増設に反対してきた可能性が高い。平成12年に導入されたマンモグラフィによる乳癌検診を決める際の厚生労働省の諮問委員会においても、婦人科系の医師会代表の委員が視触診の検診にこだわり、最後までマンモグラフィ導入に反対していたことが傍証になるであろう。

本来なら、標榜に対して擁護・推進すべき立場の学会・医師会が、平成8年の「乳腺科」標榜に対して抵抗勢力となった可能性が示唆され、このことは乳腺の専門科の間では周知の事実となっている。

浅石氏の標榜に対する活動は終わった。氏は自院の看板を本来掲げたかった「札幌ことに乳腺クリニック」として診療を行っている。乳腺以外の疾患を診ることなく専門家として活動して行くためには、行政指導を受けてもこの名称で行きたいという強い意志が感じられ、むしろ爽やかに感じるのは私だけであろうか？

浅石氏の動きを知ったのは、医道審議会直前に

出された日本乳癌学会の雑誌「NEWS LETTER」においてであったが、支援を行うことも出来ず、その後乳腺科が標榜可能になったかどうかという情報は入らないままで時は流れた。

平成9年に日本乳癌学会の会員名簿が刊行され、その中を調べてみると全国に13件ほどの乳腺クリニックがあることがわかった。その2年後、たまたま別の用で地域の保健所を訪れ、所長と懇談してその件について尋ねてみたところ、担当の係官を呼んで説明させた。その係官はお役所のマニュアル本のコピーを私に渡して、「『乳腺』というのは身体の一部にあたり、名称に入れることは出来ない。診療所の名称は、医療における広告に該当し、医療法69条により体の部分や医療行為をやたらと広告してはならないと規制されている。厚生省の定めた標榜科は特例として認められるため、胃腸科や脳神経外科や眼科・耳鼻科は屋号として構わない。しかし『乳腺』は標榜科には無いので付けることは出来ない」というコメントだった。名簿にあった13件の乳腺クリニックについては、「正式名称ではないのでしょうか」という答えであって、納得がいかに苦し紛れに「腎クリニックというのが有るけど、腎臓は身体の一部だが泌尿器科という標榜科は有っても腎科は無いですよ」と述べたところ、1年以内に区内の腎クリニックはすべて個人名等の他の名称に改称した。保健所から相当な行政指導が有ったと考えられるが、今でも腎クリニックの先生方には大変申し訳ないことをしたと思っている。

(次号に続く)